



消費者教育推進大使  
ヨアラのハッピー

# くらしのほっと通信

- P2 訪問販売・新しい出会い
- P3 初めてのローン・スマホ決済
- P4 食品表示を見てみよう

## 新生活スタート応援



春は、進学や就職、転勤などで、新しい生活をスタートさせる季節です。新生活に起こりやすいトラブルにあわないためのポイントを紹介します。

### ●賃貸住宅契約

#### 部屋探し

- ・自分の希望条件を整理し、情報収集を十分に行いましょう
- ・必ず現地に行って物件の状況(建物、設備、周辺環境、交通など)を確認しましょう
- ・重要事項説明書は、必ずよく読みましょう

#### 契約締結

- ・契約書をよく読み、不利な特約がないかなどを確認しましょう
- ・契約内容を理解したうえで、慎重に契約しましょう
- ・貸主と立会い、部屋を点検・確認(キズ、汚れ、シミ、カビなどをチェック)して、記録・証明になる写真を撮っておきましょう(日付入り)

#### 入居

- ・入居中は、注意をもって使用・管理しなければなりません(善管注意義務)
- ・設備機器の故障など修理が必要な場合や不具合は、すぐに貸主や管理会社へ連絡しましょう(通知義務)
- ・借主の不注意による破損の場合は、借主が修理することになります

#### 退去

- ・退去申し出の期日を確認しておきましょう
- ・貸主と立会い、入居時の記録や写真を参考にして、修繕の必要な箇所を確認しましょう
- ・原状回復費用と、敷金精算・返還の確認をしましょう

#### ※重要事項説明書

契約時に必要な費用・設備・特約・契約更新・退去などについて書かれている

#### ※申込金(申込み証拠金・予約金・内金など)

契約成立前に支払ったお金は「預り金」として扱われ、申込者がキャンセルした時は、宅建業者は返還しなければならない



#### ※原状回復

借主の不注意などでつけたキズや汚れを復旧すること

#### ※敷金

家賃なども金銭債務を担保する目的で、借主から貸主に渡す金銭

## 4月1日から 消費生活相談窓口の電話番号が統一されます

名古屋市消費生活センターでは、令和2年4月1日から、消費生活相談専用ダイヤルの電話番号を統一します。

### 消費生活相談

くろーない  
**052-222-9671**

受付時間 月～土曜日 9:00～16:15(祝休日、年末年始を除く)  
※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です。  
土曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。  
架空請求、多重債務の相談も受け付けています。

または

### 消費者ホットライン

い や や  
☎局番なしの**188**

※年末年始を除く毎日  
お近くの消費生活相談窓口につながります



## ●訪問販売に注意

換気扇フィルターの取替えです。このマンションでは取り付けることになっています。購入してください。



就活、社会人には新聞が必須!

安全安心な水を飲むには、浄水器を取り付ける必要があります。

インターネット回線を変えれば通信料が安くなります!

### アドバイス

インターホンやドア越しで対応して不要な契約は、はじめにきっぱり断りましょう

## クーリング・オフ

訪問販売で契約した場合、契約書(法定書面)を受け取ってから、**8日間は無条件で契約を解除できます。ただし、通知書(ハガキで可)を期間内に発信しなければなりません。発信する際は、両面コピーをとって「簡易書留」か「特定記録」で送ります。**

インターネット回線などの通信の契約は初期契約解除制度があり、契約書面を受け取った日から8日間は、契約を解除できますが、解除までに利用した通信料や工事費用などは支払う必要があります。

## ●新しい出会い・・・ SNSで知り合った人にはご用心

内面から変わる! 自己啓発セミナーに行ったほうがいい!

就職に有利になる資格が取れる!

起業という夢の実現のために! 同じ意志を持った人に出会えます



### アポイントメントセールス・デート商法

悩みやコンプレックスを抱える人の弱みに付け込み販売目的を告げずに呼び出して、(自己啓発セミナーなどに)強引に勧誘する手口。

恋愛感情を利用し、アクセサリーなどの高額な商品を契約させるデート商法も。

契約書または商品を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。



### アドバイス

簡単にもうかることはありません。人間関係を壊すこともあります。借金を勧めて契約を迫る業者を信用してはいけません。

### マルチ商法(連鎖販売取引)

友人などを販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、金銭的負担をさせる手口。実際には、もうかるのは販売組織と一部の上位の会員だけ。

契約書または商品を受け取った日から20日間はクーリング・オフできます。その後は中途解約ができます。

## 契約は慎重に! よくわからない契約はしない! きっぱり断る勇気を持とう!

### 契約前に確認

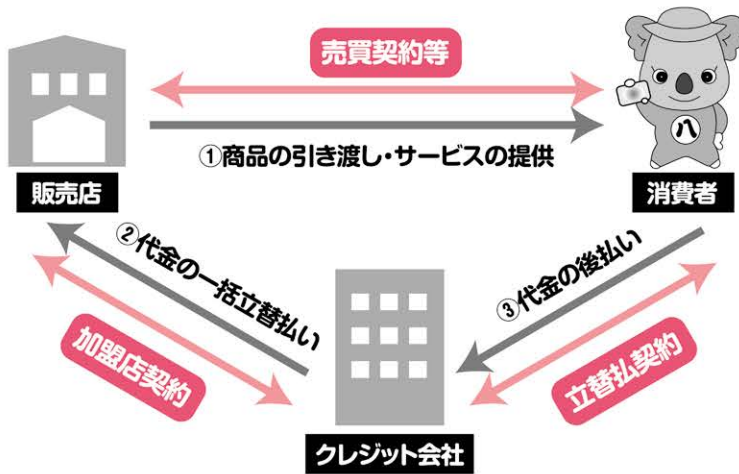
- 今、必要な商品やサービスか
- 商品やサービスの内容を理解できているか
- 代金は無理なく払えるか
- 解約の条件 など



契約した業者が倒産した場合、払ったお金を取り戻すのは困難です。長期のサービス契約はリスクも考える必要があります。

# ●初めてのクレジットカード 現金がなくても買い物ができる…

## クレジット契約のしくみ



クレジットは「借金」です。  
携帯電話購入の分割払いもクレジット契約です。分割払いや、リボルビング払い※は、手数料がかかります。また、手数料のかからないボーナス一括払いで、支払いをむやみに先送りするのは危険です！

※毎月の利用金額によらず、あらかじめ設定した金額を月々支払う方法  
毎月の支払額が一定なので、家計管理がしやすい反面、カードの利用額が増えても月の支払額は一定なので、残債がなかなか減らない。

## アドバイス

- 金利や支払総額を必ず確認しましょう
- 明細書は毎月チェックし、支払い状況や不正利用されていないか確認しましょう
- カード管理はしっかりと行いましょう  
カードの裏には必ずサインをする  
カードの貸し借りはしない  
暗証番号やセキュリティコードは他人に教えない  
誕生日など、推測されやすい数字を暗証番号にしない



# ●スマホ決済、便利だけど…

財布を取り出して現金を数えるというわずらわしさはなくなる  
ポイント還元や割引などの特典がある

こんな場合はトラブルに…

- スマホを紛失
- スマホが故障
- キャリア回線トラブルなど

## アドバイス

### スマホの自己管理を徹底しましょう

- スマホで決済した金額はその場で必ず確認しましょう。  
支払い完了時のメールやレシート、利用履歴は必ず残しておきましょう。
- スマホの紛失時に備え、利用停止方法を事前に確認しておきましょう。
- 登録や紐づけをしたクレジットカード管理も徹底しましょう。
- 電子マネーや決済サービスの管理を忘れずにしましょう。



トラブルにあったり、不安なときは早めに相談しましょう

消費者ホットライン 局番なし **188**  
(お近くの消費生活相談窓口につながります)



## 商品テスト室 より

# 食品表示をチェックしてみよう!

食品のパッケージに記載されている食品表示には、実は多くの重要な情報が書かれています!  
ここでは、加工食品の表示ルール的一端をご紹介します!



- ・重量の割合が多い順に表示されます。
- ・原材料と添加物は/(スラッシュ)などで区分されます。

### アレルギー表示

- ・原材料の表示欄にカッコ書きで「～を含む」と表示されます。
- ・食品添加物の場合は「～由来」と表示されます。
- ・欄の最後に「一部〇〇を含む」とまとめて表示されることもあります。



消費期限(安全に食べられる期限)と賞味期限(おいしく食べられる期限)があります。

保存方法を守って未開封で保存することで、表示された期限まで安全においしく食べられます。

| 名称     | 洋菓子                             |
|--------|---------------------------------|
| 原材料名   | 卵白(卵を含む)、砂糖、バター / 膨張剤、乳化剤(大豆由来) |
| 原料原産地名 | 国産(卵白)                          |
| 内容量    | 50g                             |
| 賞味期限   | 枠外下部に記載                         |
| 保存方法   | 高温多湿及び直射日光を避けて保存してください。         |
| 製造者    | 株式会社〇〇〇〇<br>名古屋市〇区〇丁目〇ー〇        |

## コラム 「ゼロカロリー」や「糖類ゼロ」は本当にゼロ?



100gまたは100mlあたり

- ①カロリー:5kcal未満⇒「ゼロカロリー」など表示できる。
  - ②糖類:0.5g未満⇒「ノンシュガー」など表示できる。
- つまり、「〇〇ゼロ」と表示されていても、実はゼロではない商品もあります。「ゼロ」と表示されているからといって大量に摂取することなく、バランスのとれた食生活を心がけましょう。

← 中学生の職場訪問で飲料水の糖度測定を実施している様子



## 4月1日から 消費生活相談の 若者向け法律相談を始めます

**無料**

**対象者** 名古屋市在住、在勤、在学の若者(18~29歳)

**実施方法** 弁護士による面接相談  
(相談員による相談後、必要に応じて予約実施)  
月~金曜日 午後1時30分~午後4時  
(祝休日、年末年始を除く)

まずは **052-222-9671** にお電話ください

## 名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号  
伏見ライフプラザ11階  
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678



<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

